

『現代国際商取引論 第3版』の法令改正

日本で使用されている協会貨物約款 (Institute Cargo Clauses; ICC) は、1963年ICCが規定する All Risks,W.A,FPA と 2009年ICC(A),(B),(C)の6条件である。なお、1963年ICCのAll Risks,W.A,FPAの3条件はUNCTAD(国連貿易開発会議)においてICCが保険を専門に取り扱う業者以外には難解であることや時代に適応できない文言が使用されているため、平易で簡潔な保険証券に改訂することが要請され、ロンドン海上保険市場ではICCや新英文貨物海上保険証券を作成して1982年1月1日から実施し、ロンドン市場では1983年4月1日より1982年ICCを適用した。

その後、貿易が急速に拡大し、さらに2001年に発生した米国同時多発テロの脅威などによって貿易取引および海上保険市場を取り巻く環境が著しく変化してきたため、2009年に一部が改訂されている。

【主な改正点】

改正前	改正後
「1963年ICCの担保する危険」 「免責歩合」 免責歩合約款が適用される。	「2009年ICCの担保する危険」 免責歩合約款(1982年ICCで廃止された)の適用は廃止されている。
「危険担保条項」 海固有の危険を担保する。	ICC(B),(C)では海固有の危険が担保責任として列挙されていない。
海水、湖水の侵入は海固有の危険に含まれない。 船舶、艀への積み込み、荷卸中の水没または落下による梱包一個ごとの全損を填補。	海水、湖水の侵入は海固有の危険に含まれる。 担保されない。
	コンテナ等への積み付けだけでなく、梱包そのものについても、危険開始前または被保険者、もしくはその使用人によってなされる場合に限って免責される。
船会社の倒産危険を担保するか否かについてはAll Risksでは明確に規定されていない。	(1982年ICCでは運送業者の経営破綻を担保しない旨を規定)
原子力発電所の事故によって貨物に損害が発生した場合には、保険金が支払われる。	ICC(A)では、原子力が敵対的使用、核実験や不適切な取り扱いに起因する事故、放射能汚染損害も免責。

<p>「海賊」</p> <p>1963年ICCでは戦争危機として取り扱われている。</p>	<p>海賊行為が財産、金品等の奪取を目的としたものである限り、単なる海上危険なのでICC(A)では戦争危険から除外され、海上危険とされている。</p>
<p>「ストライキ、テロリスト危険についての条項」</p>	<p>「ストライキ、テロリスト危険についての条項」</p> <p>一切のテロ行為、すなわち合法的に、あるいは非合法的に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させ、あるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるもの(第7条第3項)。</p>
<p>「保険期間」</p> <p>「保険期間の開始期を貨物が保険証券記載地の倉庫または保管場所を運送開始のため離れる時」</p> <p>「終期を貨物が保険証券記載の仕向地の荷受人の倉庫、もしくは保管場所またはその他の最終の倉庫、もしくは保管場所に引き渡される時」</p>	<p>政治的、思想的、宗教的動機から活動する者によって生じるもの。</p>
	<p>「保険期間の開始期を保険の対象となる輸送開始のために、輸送用具に直接積み込む目的で貨物が初めて動かされた時」</p> <p>「保険期間の終期を貨物が最終倉庫または保管場所において、輸送用具からの荷卸が完了した時」</p>

(2013年4月1日)